

## 議第21号

三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

**第1条** 三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

**第2条** 三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年ごと」を「一の年度（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）ごと」に、「一の年において」を「一の年度において」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日の前日から引き続き在職する職員の平成26年度分の年次有給休暇の日数は、第2条の規定による改正後の三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項及び第2項の規定により平成26年分として付与されていた年次有給休暇の日数（施行日の前日までに使用した日数がある場合には、当該日数を控除した日数）に5日を加えた日数（三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で任命権者が別に定める日数）とする。

- 3 平成26年度に改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員となった者に対する同項の規定の適用については、同項第3号中「20日」とあるのは、「25日」とする。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士